

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月分） 守谷市国民健康保険税 仮計算表

区分【対象者】	計算方法	税額
医療分（基礎課税額） 【加入者全員】	<p>令和3年中の総所得金額等</p> $\left[ \text{円} - 430,000 \text{円} \right] \times 0.060$ <p>基礎控除 税率</p> <p>※加入者が2人以上の場合… 加入者ごとに総所得金額等から基礎控除額を引いた額の合計に税率をかけます。 【注意点】 源泉徴収を選択している特定口座の株式譲渡所得及び配当所得の確定申告について、「確定申告をした上で、住民税において申告不要制度を選択しない場合」、上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等（損益通算・繰越控除適用後）は算定対象となります。</p>	A 円
	均等割 加入者1人につき 27,000円 × <input type="text"/> 人	B 円
	A+B = <u>                    </u> 円 ※課税限度額（650,000円）と比較して、少ない方が①になります。	① 円
後期高齢者支援分【加入者全員】	<p>令和3年中の総所得金額等</p> $\left[ \text{円} - 430,000 \text{円} \right] \times 0.026$ <p>基礎控除 税率</p> <p>※加入者が2人以上の場合… 加入者ごとに総所得金額等から基礎控除額を引いた額の合計に税率をかけます。 【注意点】 源泉徴収を選択している特定口座の株式譲渡所得及び配当所得の確定申告について、「確定申告をした上で、住民税において申告不要制度を選択しない場合」、上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等（損益通算・繰越控除適用後）は算定対象となります。</p>	C 円
	均等割 加入者1人につき 12,000円 × <input type="text"/> 人	D 円
	C+D = <u>                    </u> 円 ※課税限度額（200,000円）と比較して、少ない方が②になります。	② 円
介護納付金分【40歳以上65歳未満】	<p>令和3年中の総所得金額等</p> $\left[ \text{円} - 430,000 \text{円} \right] \times 0.022$ <p>基礎控除 税率</p> <p>※加入者が2人以上の場合… 加入者ごとに総所得金額等から基礎控除額を引いた額の合計に税率をかけます。 【注意点】 源泉徴収を選択している特定口座の株式譲渡所得及び配当所得の確定申告について、「確定申告をした上で、住民税において申告不要制度を選択しない場合」、上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等（損益通算・繰越控除適用後）は算定対象となります。</p>	E 円
	均等割 加入者1人につき 18,000円 × <input type="text"/> 人	F 円
	E+F = <u>                    </u> 円 ※課税限度額（170,000円）と比較して、少ない方が③になります。	③ 円
※年度途中で・・・ 40歳になる方は誕生月分（1日生まれは前月分）から課税 65歳になる方は誕生月の前月分（1日生まれは前々月分）まで課税		

年税額 ①+②+③

円

※裏面の軽減・減免も参照ください

【令和3年度と令和4年度の変更点】

1.国民健康保険税を賦課方式が次のとおり変更となりました。

令和3年度まで：3方式（所得割・均等割・平等割）

令和4年度より：2方式（所得割・均等割）

※遡りでの課税が発生した場合、従来の賦課方式で計算。

2.所得割の税率及び均等割の金額が変更となりました。

区分	所得割	均等割
医療分	6.00% (▲0.90%)	27,000円 (+3,000円)
後期高齢者支援分	2.60% (+0.40%)	12,000円 (+3,000円)

※介護納付金分の変更はありません。（所得割・均等割）

3.令和4年度から始まる軽減及び減免制度があります。

●未就学児（年度末年齢が0歳から6歳）の被保険者分の均等割額を2分の1として計算。

→国の制度として、令和4年度分より適用。

●年度末年齢が7歳から18歳の被保険者分の均等割額を2分の1として計算

→県の交付金を活用し、令和4年度分より適用。

4.賦課限度額が変更となります。

次のとおり、全国の国民健康保険税（料）にて変更されます。

区分	賦課限度額
医療分	650,000円 (+20,000円)
後期高齢者支援分	200,000円 (+10,000円)

※介護納付金分の賦課限度額に変更はありません。

## 国民健康保険税の算出における軽減や減免について

### ■ 軽減制度

#### 1. 所得による軽減制度（仮計算表のB・D・Fに軽減分を計算します。申請は不要です。）

##### 【概要】

賦課期日（4月1日）現在（年度途中に新規加入された場合はその世帯発生日現在）の世帯主と国保加入者の所得合計が次の基準以下の場合、「均等割額」が軽減されます。

軽減該当となる所得の基準（令和4年度版）	軽減割合
43万円＋{ 10万円×（給与所得者等の数－1）}	7割
43万円＋{28.5万円×（加入者数＋特定同一世帯所属者数）}＋{10万円×（給与所得者等の数－1）}	5割
43万円＋{ 52万円×（加入者数＋特定同一世帯所属者数）}＋{10万円×（給与所得者等の数－1）}	2割

- \* 世帯主及び特定同一世帯所属者の前年の所得は、国保に加入・未加入に関わらず判定所得に含みます。
- \* 「給与所得者等」とは、給与収入55万円超の方及び公的年金等の収入60万円超（65歳以上は125万円超）の方です。
- \* 「特定同一世帯所属者」とは、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行された方です。
- \* 世帯主または被保険者の中に一人でも未申告者がいる場合は軽減非該当となります。

#### 2. 非自発的失業者に係る軽減（仮計算表のA・C・Eの計算で使用します。申請が必要です。）

##### 【概要】

離職時の年齢が65歳未満であり、非自発的な理由（解雇、倒産、会社都合など）により離職し、ハローワークで交付された「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄が次の番号に該当する方は、離職者本人の前年の給与所得を30/100とみなして国民健康保険税を計算します。

離職者区分	対象となる離職理由欄の番号
特定受給資格者	「11」「12」「21」「22」「31」「32」
特定理由離職者	「23」「33」「34」

\* 離職理由欄の番号が該当している場合も、「特例受給資格者証」「高年齢受給資格証」の方は軽減の対象外です。

#### 3. 未就学児に対する軽減制度（仮計算表のB・Dの計算で使用します。申請は不要です。）

令和4年度分より

##### 【概要】

国民健康保険の被保険者の年度末年齢が0歳～6歳の未就学児に対して「均等割額」が2分の1として計算します。

### ■ 減免制度

#### 1. 旧被扶養者の減免制度（仮計算表のAからDの計算に使用します。申請は不要です。）

##### 【概要】

社会保険等（被用者保険）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保に加入することになった65歳以上の被扶養者（「旧被扶養者」という）の方には、国民健康保険税が減免されます。

##### 減免の内容

区分	減免の内容	備考
所得割	全額減免	旧被扶養者分のみ減免（他の加入者分の所得割は対象外です。）
均等割	半額減免 （資格取得日の属する月から2年間）	7割軽減世帯、5割軽減世帯は適用なし 2割軽減世帯は規定額の3割減免

#### 2. 年度末年齢による軽減制度（仮計算表のB・Dの計算に使用します。申請は不要です。）

令和4年度分より

##### 【概要】

国民健康保険の被保険者の年度末年齢が7歳～18歳の被保険者に対して「均等割額」が2分の1として計算されます。

#### 3. その他の減免制度については、災害時の減免制度等申請が必要なものとなります。詳しくはお問合せください。